議案第１１２号

京丹後市火葬場条例の一部改正について

京丹後市火葬場条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

京丹後市火葬場の使用料について、諸物価高騰等の維持管理コストの増加、また、近隣市町の同種施設の使用料との均衡などを考慮して見直しを行なうため、所要の改正を行なうものである。

（別記）

京丹後市火葬場条例の一部を改正する条例

京丹後市火葬場条例（平成１６年京丹後市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

別表中「３０，０００」を「６０，０００」に、「２０，０００」を「４０，０００」に、「８，０００」を「１６，０００」に、「５，４６０」を「１０，９１０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の京丹後市火葬場条例の規定は、令和９年４月１日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市火葬場条例(平成16年京丹後市条例第161号)新旧対照表

現行

京丹後市火葬場条例

平成16年4月1日
条例第161号

本則　(略)

別表(第8条関係)

区分		単位	金額(円)	
			市内	市外
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	30,000
	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	20,000
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	8,000
	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	8,000
霊安室		1日	2,730	5,460

改正案

京丹後市火葬場条例

平成16年4月1日
条例第161号

本則　(略)

別表(第8条関係)

区分		単位	金額(円)	
			市内	市外
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	60,000
	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	40,000
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	16,000
	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	16,000
霊安室		1日	2,730	10,910

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の京丹後市火葬場条例の規定は、令和9年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和　8　年　9　月 定 例 会

議案の件名	議案第112号 京丹後市火葬場条例の一部改正について	政策等の区分	計画　・　事業　・　(条例) その他（　　）

≪政策等の概要≫

近年の社会経済情勢や広域対応の動向等を踏まえ、近隣市町の同種使用料との均衡等の観点から見直しを行うもので、死亡した者の死亡の際の住所が、京丹後市以外の者等に係る使用料について、改正を行なうもの。

なお、今回の改正では、京丹後市民を対象とした使用料の改正は行わない。

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　(単位：千円)

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
12,590 (R7歳入実績)					

≪政策等の必要性≫

他地域からの受け入れに係る使用料について、近隣同種施設との均衡を図る必要がある。

本市火葬場　　市外使用料　30,000円／（12歳以上、１体）
隣接町火葬場　町外使用料　60,000円／（寝棺　満6歳以上、１体）

上記を踏まえ、12歳以上の場合１体あたり60,000円等へ改正する。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

≪総合計画等の整合≫

まちづくり27の施策	27	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）

○その他の計画(該当する場合のみ)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

≪提案に至るまでの経緯≫

R8.8.6　　例規審査委員会

≪政策等の実施時期≫

（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
この条例による改正後の京丹後市火葬場条例の規定は、令和９年４月１日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
市民環境部	生活環境課	有　(無)